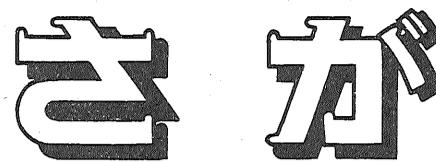


特集号

市報

(昭和26年2月24日)
(第3種郵便物認可)発行所 佐賀市役所
発行人 市長公室長

電話代表(4)3151番



財政窮乏と今後の再建のために

法律にもとづく準用財政再建団体には、自治大臣の承認をうけた財政再建計画に基づいて佐賀市の予算を調整しています。

**財政再建法の
準用団体になれば!!**

うなった場合には、法に基づく準用再建団体にならなければ、災害復旧事業の起債（長期の借入金）以外の起債（昭和五十年度は現在七億六千万円予算計上しています。）は、昭和五十一年度からストップされるという状態になります。されば、いよいよ明五十一年度からは、現在行っているすべての事業が財源不足のため殆どできなくなります。

皆様方には十分ご承知のことと思います。わが佐賀市におきましてもまた同様でありますて、昭和五十年度の財政運営を現行通常ベースで行つてまいりますと、年度末の決算見込では、約十六億五千万円程度（三頁の別表「決算状況」参照）、昭和五十一年度末には約二十七億円程度の赤字が予想され、身動きのできない財政硬直化の状態に陥ることは必至であります。もし、そ

うなった場合には、法に基づく準用再建団体にならなければ、災害復旧事業の起債（長期の借入金）以外の起債（昭和五十年度は現在七億六千万円予算計上しています。）は、昭和五十一年度からストップされるという状態になります。されば、いよいよ明五十一年度からは、現在行っているすべての事業が財源不足のため殆どできなくなります。

▲経常収支のアンバランス（三頁の「決算状況」表を見てもおわかりのように、日本経済の急速な成長に伴つて年々順調に伸びてきておりました地方税、地方交付税等の自然増収が昭和四十八年秋のオイルショックを契機に物価安定のための国の総需要よく制策の推進により、高度経済成長は完全にストップ、低成長への路線変更となり、急転直下、不況の嵐にさらされたわけです。こうしたこと、市税、交付税の収入は急速に鈍化し、特に昭和五十年度の交付税などは、昨年の実績さえも下回るような状態です。一方歳出面では、税収等の大幅な自然増収に支えられ、各種公共施設や社会施策の整備充実を図っておりますところの人件費、扶助費、公債費等の義務的な経常的経費も急激に膨張（別名では当然増という表現もされています）し、収入が落ち込んでいます。

最近地方財政がきわめて厳しい局面を迎えて、財政の危機が叫ばれておることは、既に新聞、テレビなどで市民の皆様方には十分ご承知のことと思います。わが佐賀市におきましてもまた同様でありますて、昭和五十年度の財政運営を現行通常ベースで行つてまいりますと、年度末の決算見込では、約十六億五千万円程度（三頁の別表「決算状況」参照）、昭和五十一年度末には約二十七億円程度の赤字が予想され、身動きのできない財政硬直化の状態に陥ることは必至であります。もし、そ

し行財政の運営をやつていかなければなりませんので、今日までの佐賀市と異なり、自治体としての主体性は失われ、準禁治産的な団体となり、住民の要望する事務事業は財政再建期間中（約五年間）極度に押さえられ耐乏生活を強いられることになります。したがつてこの難局を自主再建でのりきる為には、昭和五十年度予想赤字は九億円程度に、また昭和五十一年度末予想赤字は十二億円以下に押さえる必要があります。

財政危機のりきりへ

**自主再建で打開をはかる
深刻さを増す財政危機**

からとて、これらの義務的経費は簡単に落すことができず、したがつて財政の体質が益々悪化したことが今日收支のバランスがとれなくなつた最大の原因であります。

**佐賀市の財政は
硬直化している**

財政の硬直化とは、経常的な収入と支出の適正なバランスがくずれ、財政が社会経済情勢の変化に対応する能力を失うこと、言いかえると、経常的な収入の減収や経常的な支出の増嵩によって学校建設道路新設や社会福祉施設整備などの新たな行政サービスが財源的に出来なくなる状態をいいます。

尚、本市の経常一般財源は左表(A欄)のように類似都市と比べて市民一人当たり、昭和四十六年度で二千十六円、昭和四十七年度で三千七百九十八円、昭和四十八年度では五千百九十五円少なくなつております、このことは本市の財源が支出來なくなることになります。

財源が類似都市と比べて低い

決算に基づく経常収支比率の状況		(住民1人当たりの額、円)				
区 分		45年度	46年度	47年度	48年度	49 年 度
歳入の経常一般財源 (A)	佐賀市	16,608	20,375	23,476	28,635	37,636
	類似都市	19,310	22,391	27,274	33,830	全国集計中につき不明
	差	△ 2,702	△ 2,016	△ 3,798	△ 5,195	
歳出の経常的経費に充当した(A)の額 (B)	佐賀市	11,761	14,641	17,754	22,290	30,798
	類似都市	14,015	16,576	20,017	24,981	全国集計中につき不明
	差	△ 2,254	△ 1,935	△ 2,263	△ 2,691	
経常収支比率 % (C)	佐賀市	70.8	71.9	75.6	77.8	81.8 (50年度見込) (は92.6%)
	類似都市	72.6	74.0	73.4	73.8	全国集計中につき不明
事業に振り向ける余力 100%-(C)%	佐賀市	29.2	28.1	24.4	22.2	18.2
	類似都市	27.4	26.0	26.6	26.2	全国集計中につき不明

超過負担による圧迫

保育所運営費、住宅建設、学校建設、失業対策事業、国民健康保険事務費、国民年金事務費、農業委員会職員給与及び委員手当、消防施設、下水道施設、し尿処理施設など／＼について、その経費の一定割合を国が負担または補助することとなつておりますが、この補助金を算定する基準となる①数量②単価③対象の三つが実態との間に開きがあり、それは漸次解消されてきていく。昭和四十九年度の単価差のみをみると、昭和四十九年度の単価差のみをみても約三億八千百万円程度の市税の余分な持ち出しをして、皆さん方の要望事業を遂行していきます。この超過負担も市財政を非常に圧迫しているのです。（次回以降で逐次この続きを掲載します）

確保されていた

市庁舎建設費

▲市庁舎建設の為の財源は用意していなかったが、市庁舎建設が赤字の要因のようと考えらるがちです。本市の場合新市庁舎の維持費等経費増加はあるにしましても、市庁舎建設経費が赤字の原因ではありません。

即ち、市庁舎建設費約二十億五千万円の財源は、旧市庁舎跡地建物及び旧高木瀬中学校跡地の売却代十二億七千七百万円及び起債八億五千八百万円の計二十億七千七百万円をもつて充当することと致しておりました。

しかし、昭和四十八年度及び、昭和四十九年度において、市庁舎建設費以外の一般的行政費で大幅な財源不足（理由は一頁／二頁にわたり申し上げまし

やむなく売却代の十二億二千七百万円のうち、約七億三千万円をその穴埋めに流用して使いました。

以上のように、市庁舎建設費以外的一般的行政費の膨張による財源不足が、毎年積み重なつて雪だるま式に大きな財源不足となり、今日の昭和五十年度市財政を大きく圧迫しています。

財政硬直化打開へ プロジェクトチームが答申

本市では、この問題解決のため、早速次のような方策にとりくんでおります。

▲対外的には、市長会、市議会議長会等を通じて、国県に対し、地方交付税率の引き上げ、超過負担の解消、税率配分の適正化、ギャンブル収入の均てん化、国体運営経費の、国県負担等々要望してきましたが、今後もさらに、これが実現のため強く働きかけていきます。

▲一方市内としては、七月十一日に行政改善プロジェクトチームを編成し、市役所全部課参加による行政の答申の概略

佐賀市行財政改善プロジェクトチームの答申の概要是今日の厳しい財政窮屈に際し、行政の全般について徹底的見直しを行い、将来に亘つて財政硬直化是正に努めることが、急務であります。

國・県に対する地方財源の充実強化、行政機構の合理化、改善に取りくむと

共に適正な応能、応益負担を求め市民サービスの向上を期すべきであるとし

車の両輪として均衡ある行財政執行の確保に努められたいこと。

②税源配分適正化に至るまでの間については、地方交付税の税率、現行三十ニ%を少なくとも、四十%に引上げられたいこと。

③国庫負担事業、国庫補助事業等の超過負担については、単価差、対象差、数量差に亘つて、その完全解消を早急に実現されたいこと。

④地方公共団体に、新たな人員の増加、経費負担の嵩高をもたらすような施策を行わないこと。

⑤ギャンブル収入の有無によって、市町村の行政サービスに大きな格差が生じているので、その収益金は普通交付税算定時の基準財政収入額に算入するよう措置されたいこと。

⑥法人・個人・市町村民税の均等割が長期間据置かれており、これを適正水準まで引上げることとともに、法人の非課税範囲を整理縮小するよう、税法改正を実現されたいこと。

⑦国体運営費については、事業の性格上、その運営経費全額を、主催者である国ならびに県において負担されたいこと。

⑧地方債の枠の拡大を図り、充当率を引上げるほか、低利長期資金を確保されたいこと。

⑨地方公共団体手数料令に定める各種手数料について再検討を加え、適正妥当な水準まで引き上げられたいこと。

⑩県におかれでは、県下市町村のぜい弱な財政力を考慮され、公共下水道事業、国保事業に対する県費補助を創設されたいこと。

⑪学校事務職員については、本来、県費で配置すべきであるので、昭和51年度より是非実現されたいこと。

⑫道路整備、城内公園等の県営事業負担金は、市町村財政圧迫要因となつておらず、これを昭和51年度より全廃されたいこと。

⑫競馬事業による県の収益金は、県下のギャンブル非開催市町村へ配分を強化されたいこと。

歳出の抑制策

①連絡所の廃止

旧町役場は、合併後、支所となり、その後機能を縮小して出張所となり、更に縮小し現在の連絡所になつたものであるが、今までに社会、経済、文化、交通、通信の大きな変容と、住民意識の顕著化に伴つて、市と市民との間の接觸方法も大きく変化し、連絡所が仲介するいわば間接接觸方式は次第に減少し、現在では若干の部分を残して、その殆どが市と市民個人との直接接觸方式になつている。その事務の内容は、市民課窓口関係の取次ぎ事務連絡が主たる事務で、その取次ぎ事務連絡件数を見れば、一日一連絡所平均0.9件であり、それに対する職員二名を配している。

②連絡員制度の廃止

昭和四十八年二月検討結果報告（市議会総務委員会に提出）の後も、引続き改善の具体的検討をしてきたが、住民の立場と行政事務効率化の両面から、本市の現状を直視しながら改善を図らねばならないが、旧来からの伝統的慣習的な市民とのパイプは、住民組織の中の連帯感に支えられ、円滑に處理され、定着してきた実績と、住民感情のこともあつて、長い間この制度改善

率の引下げについては他市の状況を考えるとても、この制度は存置すべきであるが、取扱団体の理解を求めて、率の調整を図るべきである。前納報償金の

率の効果はあげているので、住民の納税意識とのかね合いから、全廃することは時期尚早で、報償率を当面遞減して行くべきである。

③自主納税の徹底

今日の納税のあり方として、納税義務者に対し、自主納税の意識高揚を図る必要がある。現在納税組合組織による納税のほか、職員による臨戸徴収がなされている。また前納報償制度もあ

る。納税組合の廃止、前納報償率の引下げによって人員の削減や、経費の節減が可能である。

④納税組合報償金制度は、創設当時は大きく機能していたこの制度も、現在

では全国的に見直されている。他都市の中にも廃止を打ち出している市も見ら

れるが、現今の財政硬直化を見るとき、廃止することによつて、四十九年度実績で約七百五十万円の経費節減とな

る。もちろんこれに付随して納税義務者各位に、本来の自主納税の徹底を図

れること。

⑤議会総務委員会に提出）の後も、引続き改善の具体的検討をしてきたが、住民の立場と行政事務効率化の両面から、本市の現状を直視しながら改善を図らねばならないが、旧来からの伝統的慣習的な市民とのパイプは、住民組織の中の連帯感に支えられ、円滑に處理され、定着してきた実績と、住民感情のこともあつて、長い間この制度改善

率の効果はあげているので、住民の納税意識とのかね合いから、全廃することは時期尚早で、報償率を当面递減して行くべきである。

⑥その他の機構、執行体制、事務手続、諸経費節減対策等についても改正すべき点が散見される。簡易なものについては既に実施されているが、今後とも配慮を怠るべきでない。

歳入の増加策

①各種使用料、手数料の適正化

印かん登録手帳再交付は現在無料であるが、印かん登録を取りに来て手帳を忘れた場合、簡単な手続きで紛失再交付がされるため、申請が安易に流れれる

傾向があり、一人で多量の手帳を持つているものがあり、これらの防止のためにも再交付料金を一〇〇円徴収すべきである。

火葬場使用料は、長期に亘り料金が据置されており、再検討の時期である。現在施設の償却費は含まず、大人一体当たりの火葬経費は五、九六六円を要している。これに対しても料金は市内大人一、〇〇〇円、市外一、二〇〇円となつていて、サービスしているが、これらの使用者を分析してみると、市外利用者が約 $\frac{1}{3}$ を占めており、市民の負担において市外利用者にこれら市外利用者のみをせめて大人四、〇〇〇円、小人三、〇〇〇円死産児二、〇〇〇円に引上げることが適當である。

又道路河川の占用料についても、地価高騰のおり、そのメリットは大きなものがある反面、占用料は長期間据置に調査し、これを適正妥当な水準まで引上げるよう検討すべきである。

その他の使用料、手数料についても、その内容もしくは受益度、他の事例等を充分調査の上、比較検討すべきである。

②市税の税率改定

内外に亘る努力をもつとしても、財政収支のバランスがとれず、尚かつ、市民の強い財政需要があれば、税率アップも検討しなければなるまい。かりに固定資産税率を0.2%アップすれば約

一億八千九百万円の增收が見込まれる。しかしながら、これは大きな問題であり、現時点では採用すべきでない。

将来に亘って利用計画をもたず、又利用効率の悪い普通財産はこれを処分し、民間の利用に供することが得策である。

③将来計画のない普通財産の処分

◎その他人件費については、財政硬直の一要因となっているが、これが対策については、一部実施済みを含め別途検討があるので、当プロジェクトチームでは、検討の対象としていない。

プロジェクトチームの編成にさきだち、ある。

つぎの点についてはすでに実施しています。
物件費などの庁費は全職員協力のもとに三十%の徹底的な節減を図っています。また、議員報酬及び三役や各企業管理者の給与を七月より毎月5%を返上し、部・課長の管理職手当も七月より三分の二に減額しております。さ

らに全職員ともども来年度の職員新規採用も見送り欠員不補充などの措置をとり財政危機の切りに努力しています。市民の皆様にもしばらくの間、ご自由をおかけすることになりますが、どうかよろしくご協力とご理解をおねがいします。

区分	年度	昭45年度		昭46年度		昭47年度		昭48年度		昭49年度		昭50年度			
		決算額A	決算額B	対前年度伸率	決算額C	対前年度伸率	決算額D	対前年度伸率	決算額E	対前年度伸率	当初予算F	対前年度伸率	決算見込額G	対前年度伸率	対45伸率
一般税収	市 税	1,668	1,942	% 16.4	2,339	% 20.4	2,870	% 22.7	3,863	% 34.6	4,086	% 5.8	4,215	% 9.1	152.7
	地方譲与税		7		32	357.1	34	6.3	59	73.5	62	5.1	62	5.1	
	自動車取得税交付金	32	37	15.6	44	18.9	53	20.5	71	34.0	71	0.0	71	0.0	121.9
	地方交付税	863	1,176	36.3	1,246	6.0	1,571	26.1	2,039	29.8	2,139	4.9	1,874	△ 8.1	117.1
小 計		2,563	3,162	23.4	3,661	15.8	4,528	23.7	6,032	33.2	6,358	5.4	6,222	3.1	142.8
交通安全対策特別交付金		7	12	71.4	28	133.3	34	21.4	35	2.9	35	0.0	42	20.0	500.0
分担金負担金		13	19	46.2	24	26.3	32	33.3	40	25.0	45	12.5	45	12.5	246.1
使用料及び手数料		102	98	△ 3.9	103	5.1	123	19.4	145	17.9	158	9.0	158	9.0	54.9
国県支出金		940	1,356	44.3	1,930	42.3	2,311	19.7	2,885	24.8	3,008	4.3	3,166	9.7	236.8
財産収入		166	23	△ 86.1	67	191.3	998	1389.6	250	△ 74.9	104	△ 58.4	143	△ 42.8	13.9
寄附金		7	5	28.6	5	0.0	17	240.0	3	△ 82.4	2	△ 33.3	2	△ 33.3	71.4
繰入金					302		100	66.9			4		4		
諸取入		305	353	15.7	229	△ 35.1	222	△ 3.1	503	126.6	456	9.3	588	16.9	92.8
市債		115	422	267.0	641	51.9	1,322	106.2	1,082	△ 18.1	707	△ 34.7	1,220	12.8	960.9
①歳入合計		4,218	5,450	29.2	6,990	28.3	9,687	38.6	10,975	13.3	10,877	△ 0.9	11,590	5.6	174.8

歳出

(②前年度への繰上充用金を除いたものである。)

区分	年度	昭45年度		昭46年度		昭47年度		昭48年度		昭49年度		昭50年度			
		決算額A	決算額B	対前年度伸率	決算額C	対前年度伸率	決算額D	対前年度伸率	決算額E	対前年度伸率	当初予算F	対前年度伸率	決算見込額G	対前年度伸率	対45伸率
義務的経費	人件費	1,241	1,500	% 20.9	1,807	% 20.5	2,260	% 25.1	3,449	% 52.6	3,348	△ % 2.9	3,963	% 14.9	219.3
	扶助費	508	621	22.2	947	52.5	1,376	45.3	1,878	36.5	2,228	18.6	2,312	23.1	355.1
	公債費	226	226	0.0	238	5.3	291	22.3	477	63.9	584	22.4	614	28.7	171.7
小 計		1,975	2,347	18.8	2,992	27.5	3,927	31.3	5,804	47.8	6,160	6.1	6,889	18.7	248.8
物件費		283	367	29.7	504	37.3	584	15.9	648	11.0	754	16.4	870	34.3	207.4
維持修繕費		109	188	72.5	178	△ 5.3	193	8.4	227	17.6	190	△ 16.3	190	△ 16.3	74.3
補助費等		126	149	18.3	195	30.9	234	20.0	365	56.0	227	△ 37.8	316	△ 13.4	150.8
積立金		241	8	96.7	21	162.5	5	76.2	4	△ 20.0	予備費37 1	△ 75.0	予備費37 1	△ 75.0	99.6
投資及び出資金貸付金		79	111	40.5	131	18.0	246	87.8	318	29.3	166	47.8	173	△ 45.6	119.0
繰出金		3	7	133.3	44	528.6	107	143.2	21	80.4	43	104.8	80	281.0	2566.7
投資的事業費	普通建 庁舎建設費					360			588	63.3	965	64.1	965	64.1	
	設事業費	1,038	1,807	74.1	2,865	58.6	3,268	14.1	2,525	22.7	2,124	15.9	3,236	28.2	211.8
	災害復旧事業費	52	18	△ 65.4	100	455.6	38	△ 62.0	15	△ 60.5			40	166.7	△ 23.1
	失業対策事業費	278	281	1.1	310	10.3	382	23.2	498	30.4	513	3.0	530	6.4	90.6
小 計		1,368	2,106	53.9	3,275	55.5	4,048	23.6	3,626	△ 10.4	3,602	△ 0.7	4,771	31.6	248.8
②歳出合計		4,184	5,283	26.3	7,340	38.9	9,344	27.3	11,013	17.9	11,180	1.5	13,327	21.0	218.5
歳入歳差引①-②															

(歳入)

類似団体との比較表

(住民1人当たりの額、円)

区分	45年 度				46年 度				47年 度				
	佐賀市		類似都市		佐賀市		類似都市		佐賀市		類似都市		
	決算額	うち経常一般財源											
市 税	11,416	10,936	15,734	15,056	13,149	12,574	18,135	17,249	15,713	15,068	22,372	21,302	
地方譲与税			16	16	48	48	77	77	213	213	265	265	
自動車取得税交付金	218	218	421	421	251	251	451	451	299	299	563	563	
地方交付税	5,908	5,310	3,970	3,606	7,968	7,270	4,805	4,359	8,373	7,564	5,227	4,769	
小 計	17,542	16,464	20,141	19,099	21,416	20,143	23,468	22,136	24,598	23,144	28,427	26,899	
そ の 他	11,321	144	17,909	211	15,723	232	20,849	255	23,711	332	27,344	375	
合 計	28,863	16,608 (A)	38,050	19,310 (A)	37,139	20,375 (A)	44,317	22,391 (A)	48,309	23,476 (A)	55,771	27,274 (A)	
48年 度													
区分	佐賀市				類似都市				佐賀市				
	決算額	うち経常一般財源	決算額	うち経常一般財源	決算額	うち経常一般財源	決算額	うち経常一般財源	決算見込額	うち経常一般財源			
市 税	19,075	18,097		28,082		26,297		25,305		24,255		27,347	26,228
地方譲与税	228	228		287		287		388		388		405	405
自動車取得税交付金	354	354		708		708		465		465		465	465
地方交付税	10,439	9,535		6,594		6,085		13,355		12,177		12,157	10,977
小 計	30,096	28,214		35,671		33,377		39,513		37,285		40,374	38,075
そ の 他	34,293	421		33,334		453		33,638		351		35,391	412
合 計	64,389	23,635 (A)		69,005		33,830 (A)		73,151		37,636 (A)		75,765	38,487 (A)

(歳出)

区分	45年 度				46年 度				47年 度				
	佐賀市		類似都市		佐賀市		類似都市		佐賀市		類似都市		
	決算額	うち経常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算額	うち経常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算額	うち経常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算額	うち経常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	
義務的経費	人件費	8,492	7,585	45.7	9,411	8,400	43.5	10,160	9,243	45.4	11,330	9,957	44.5
	扶助費	3,474	601	3.6	3,212	572	3.0	4,206	762	3.7	3,780	697	3.1
	公債費	1,546	1,130	6.8	1,596	1,334	6.9	1,525	1,138	5.6	1,873	1,488	6.6
	小 計	13,512	9,316	56.1	14,219	10,306	53.4	15,891	11,143	54.7	16,983	12,142	54.2
物 件 費	物 件 費	1,939	1,287	7.7	3,118	2,186	11.3	2,486	1,750	8.6	3,579	2,497	11.2
	維持補修費	745	691	4.2	741	579	3.0	1,272	1,220	6.0	729	534	2.4
	補助費等	863	467	2.8	1,589	944	4.9	1,008	528	2.6	2,336	1,403	6.3
	そ の 他	11,573			17,407			15,118			19,718		
合 計		28,632	11,761	70.8	37,074	14,015	72.6	35,775	14,641	71.9	43,345	16,576	74.0
48年 度													
区分	佐賀市				類似都市				佐賀市				
	決算額	うち経常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算額	うち経常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算額	うち経常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	決算見込額	うち経常一般財源を使った額	(A)を100とした場合の割合(%)	
義務的経費	人件費	15,021	14,051	49.1	16,136	14,155	41.8	22,590	20,032	53.2	25,716	22,810	59.3
	扶助費	9,149	1,724	6.0	6,543	1,328	3.9	12,299	2,422	6.4	14,999	2,955	7.7
	公債費	1,935	1,634	5.7	3,227	2,775	8.2	3,127	2,725	7.2	3,982	3,468	9.0
	小 計	26,105	17,409	60.8	25,906	18,258	53.9	38,016	25,179	66.8	44,697	29,233	76.0
物 件 費	物 件 費	3,877	2,909	10.1	4,960	3,654	10.8	4,243	3,183	8.5	5,739	4,304	11.2
	維持補修費	1,283	1,136	4.0	937	698	2.1	1,488	1,278	3.4	1,281	1,100	2.8
	補助費等	1,556	836	2.9	3,436	2,371	7.0	2,389	1,158	3.1	2,101	1,019	2.6
	そ の 他	30,277			31,125			25,995			32,655		
合 計		63,098	22,290	77.8	66,364	24,981	73.8	72,131	30,798	81.8	86,473	35,656	92.6
49年 度													

(注) (1) 類似団体の49年度、50年度の資料はまだ集計されていません。

(2) 住民1人当たりの額は、各年度末の戸籍住民基本台帳人口により算出したものです。

(3) □の数値が経常収支比率です。

(4) 文面用語の説明

●人件費：職員の給与、共済費及び議員各種委員会の報酬などをいう。

●扶助費：生活保護に要する費用、各種の医療助成費、その他各種年金などをいう。

●公債費：長期借入金の償還元金、利子と一時借入金の利子をいう。

●義務的経費：その支出が義務づけられている経費で、一般的には、人件費、扶助費、公債費などをいう。

●交付税：地方団体が、等しく行政を行なうことができるよう国が交付する税をいい、所得税、法人税、酒税の3税の32%を総額としている

